

# 報 告 事 項



京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況（平成26年度）  
及び施策の目標（平成27年度）

平成27年6月  
京 都 府



京都府食の安心・安全行動計画に基づく施策の目標と実績

	施策	23年度 実績	24年度 実績	25年度 実績	26年度 目標	26年度 実績	27年度 目標	主な担当課	
1 放射性物質に対する食 品安全管理 体制の強化	放射性物質に対する安全 管理体制の強化	127	300	300	300	300	300	生活衛生課	
	放射性物質に関するリスコム コミュニケーション等の強化	345	382	334	300	275	250	食の安心・安全推進課	
	2 食の信頼 感向上に向けた情報提供の 強化と府民参 画の拡大	放射性物質に関するリスコムコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催(回/年)	5	10	10	10	5	10	食の安心・安全推進課
		府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真、図表を使い紹介(回/年)	—	—	12	12	12	12	食の安心・安全推進課
		府民に感心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	—	—	4	4	8	8	食の安心・安全推進課
		広告チラシ等を活用する「情報提供店」(店)	136	155	158	250	160	300	食の安心・安全推進課
		リスコムコミュニケーションの開催回数(放射線物質については再掲)	24	32	56	45	56	60	食の安心・安全推進課
		消費者、生産者等との交流・意見交換(回/年)	4	6	5	5	5	5	食の安心・安全推進課
		きょうと食の安心・安全フォーラムの開催	1	1	1	1	1	1	食の安心・安全推進課
		食育推進計画作成市町村数	15	16	17	22	18	26	食の安心・安全推進課
		親子研修会等の開催回数(回/年)	3	5	3	3	4	5	食の安心・安全推進課
		きょうと食産体験農場の登録数	—	10	10	20	14	20	食の安心・安全推進課
		きょうと食産体験農場の登録数	—	11	83	100	115	165	食の安心・安全推進課
		食の安心・安全協働サポーターズスキルアップ研修会開催(回/年)	—	—	6	5	6	5	食の安心・安全推進課
		府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数(回/年)	2	3	4	4	3	4	食の安心・安全推進課
		健康被害防止への対応	—	—	—	—	—	—	—
3 監視指 導・検査の強 化	農業使用者に対する使用実態調査(件/年)	34	275	120	120	120	120	食の安心・安全推進課	
	肥料生産業者に対する立入検査数(件/年)	5	10	5	5	6	5	食の安心・安全推進課	
	家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽/年)	20	20	20	20	20	20	畜産課	
	自家畜ブランドの監視調査件数(件/年)	20	20	20	20	20	20	畜産課	
	食品等の除去検査検体数(検体/年)	750	750	750	750	750	750	生活衛生課	
	食品衛生監視機関による立入検査回数(件/年)	40	40	40	40	41	40	生活衛生課	
	無承認無許可医薬品監視の監視(インターネットを含む。)件数(件/年)	842	1097	1,204	1,000	1,430	1,000	薬務課	
	事業者向け食品表示講習会の開催(回/年)	—	—	5	5	6	5	食の安心・安全推進課	
	食品表示指導者数(人)	37	36	37	45	38	50	食の安心・安全推進課	
	食品表示における科学的検査の実施(検体/年)	21	10	29	30	30	30	食の安心・安全推進課	
	巡回調査における公正表示の割合(%)	82	76	85	90	70	90	食の安心・安全推進課	
	全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	4	4	4	4	4	4	畜産課	
	全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年)	1	1	1	1	1	1	畜産課	
	養鶏農家モニタリング検査実施戸数(戸/月)	12	12	12	12	12	12	畜産課	
	養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年)	4	4	4	4	4	4	畜産課	
	4 安心・安全 の基盤づくり	牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数(回/年)	1	1	1	1	1	1	畜産課
GAP手法導入農家数(戸)		552	650	1,037	1,250	1,120	1,500	畜産課	
事業者による残留農薬自主検査(検体/年)		20	20	18	20	20	20	畜産課	
農業講習会の開催回数(回/年)		6	6	6	6	6	6	畜産課	
農業管理指導士の認定者数(英人数)(人)		793	815	819	800	790	850	食の安心・安全推進課	
水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)		25	25	25	25	25	25	水産課	
二枚目生産者への巡回指導件数(件/年)		15	15	15	15	15	15	水産課	
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数(件/年)		5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	生活衛生課	
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)		63	112	117	138	129	163	保健体育課	
鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムPR活動(回/年)		—	—	3	7	7	10	畜産課	
きょうと信賴食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラムを認定する業者数		—	—	3	6	6	10	食の安心・安全推進課	
きょうと信賴食品登録制度において運行の品質管理プログラムにより登録する業者数(店)		52	57	60	70	63	80	食の安心・安全推進課	
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する業者数(店)		—	—	1	6	3	10	食の安心・安全推進課	
京都こだわり農法取組面積(ha)		409	420	470	445	511	460	畜産課	
Eコマーマー認定件数(件)		992	1,065	1,164	1,300	1,213	1,400	畜産課	
特別栽培米の栽培面積(ha)		794	875	900	950	1,048	1,000	畜産課	
水産養殖事業者の巡回指導件数(件/年)	25	25	25	25	25	25	水産課		



## ■ 数値目標の達成状況等一覧

取組内容	取組数	計画達成(100%) した取組数	(参考) 80%以上 達成
<b>1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化</b>			
(1)放射性物質に対する安全管理体制の強化	2	1 ( 50%)	2 (100%)
(2)放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	1	0 ( 0%)	0 ( 0%)
小 計	3	1 ( 33%)	2 ( 67%)
<b>2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大</b>			
(1)情報提供の強化	3	2 ( 67%)	2 ( 67%)
(2)リスクコミュニケーション等の強化	4	3 ( 75%)	3 ( 75%)
(3)食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	4	2 ( 50%)	3 ( 75%)
(4)府民参画の推進	2	1 ( 50%)	1 ( 50%)
小 計	13	8 ( 62%)	9 ( 69%)
<b>3 監視・指導・検査の強化</b>			
(1)食品衛生管理対策	7	7 (100%)	7 (100%)
(2)適正な食品表示対策	4	2 ( 50%)	3 ( 75%)
(3)家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	5	5 (100%)	5 (100%)
小 計	16	14 ( 88%)	15 ( 94%)
<b>4 安心・安全の基盤づくり</b>			
(1)安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	8	5 ( 63%)	8 (100%)
(2)安心感向上のための取組	4	2 ( 50%)	3 ( 75%)
(3)環境に配慮した食品生産等	4	3 ( 75%)	4 (100%)
小 計	16	10 ( 62%)	15 ( 94%)
合 計	48	33 ( 69%)	41 ( 85%)





# 1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っているモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続します。

さらに、国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化します。

併せて、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努めます。

## (1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化

**数値目標** ①【新規】 ※【新規】は、今回行動計画(H25～27)で新たに数値目標としたもの

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
流通食品の放射性物質検査 (検体/年)	127	300	計画	300	300	300検体
			実績	300 (計画比:100%)	300 (計画比:100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
府内で流通する食品の放射性物質検査を実施。 基準値を超過するものは無し。						
<b>【内 訳】</b>						
一般食品： 223検体						
牛 乳： 20検体						
乳児用食品： 39検体						
飲料水： 18検体						
<b>【結 果】</b>						
全て基準値以下（1検体で7.7Bq/kg） HPで公表						
<b>数値目標の考え方</b>						
加工食品や子どもが口にする食品を中心に、検査機器の能力、流通状況を考慮し、専門家の意見を聞きながら、検体数を設定						
<b>参 考</b>						
食品衛生法に基づく検査						
担当課	※②食品の収去検査検体数の内数です。(再掲)					
生活衛生課						

**数値目標** ②【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府内産農林水産物の放射性物質検査（検体/年）	345	382	計画	400	300	(300)※ 250
			実績	334 (計画比：84%)	275 (計画比：92%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p>府内の主要品目について、出荷時期、地域毎に、出荷前のモニタリング検査を計画的に実施。</p> <p>なお、当初計画では、市町村からの要望に基づく検査枠を多めに確保し、要望には全て対応したが、その実績は275検体に止まった。</p> <p><b>【内 訳】</b>            農産物：224検体            林産物：1検体            畜産物：11検体            水産物：39検体</p> <p><b>【主な品目】</b>            農産物：九条ネギ、ナス、トマト、トウガラシ、キュウリ、茶            畜産物：原乳、鶏卵、牧草            水産物：マアジ、サワラ、スルメイカ、ブリ（養殖）、トリガイ</p> <p><b>【結果】</b> 全て不検出、HPで翌日には公表</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>府内主要農産物50品目を、出荷時期、地域毎に、市町村の要望を踏まえながら産地検査</p> <p>27年度は、消費者、生産者の声を反映し、検査数は林産物、畜産物、水産物については現行水準を維持しながら、農産物は2/3程度に減少。（品目数は、26年並を維持）</p>						
<b>参 考</b>						
担当課	京都府食の安心・安全推進条例第19条「緊急時の安全性調査」に基づき検査					
食の安心・安全推進課						

※（ ）は変更前の数値

(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化

数値目標 ③【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催(回/年)	5	10	計画	10	10	10
			実績	10 (計画比: 100%)	5 (計画比: 50%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
府研究機関等の機能を活用した体験型リスクコミュニケーション(「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」)や国、消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や運営方法を検討しながら実施						
<b>【取組内容】</b>						
◆「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」						
保健環境研究所			6月13日			
農林センター			10月 3日			
中丹西保健所			11月14日			
◆府立大学学生への講座						
			6月19日			
◆国(消費者庁・食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省)、京都市、京都府生協連、京都生協と共催						
			8月25日			
<b>数値目標の考え方</b>						
消費者の放射性物質に対する関心の動向を踏まえ、国、消費者団体等と連携し、内容を工夫して開催。 なお、府民からの要望に基づく「出前語らい」にも積極的に対応。						
<b>参 考</b>						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課						

## 2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化します。

併せて、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の増加に努め、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

また、リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進します。

### (1) 情報提供の強化

#### 数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府ホームページにおいて、 府の施策・取組を写真、図表を使い紹介 (回/年)	—	—	計画	1 2	1 2	1 2
			実績	1 2 (計画比: 100%)	1 2 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
府の施策や行事の最新情報をHP（「食の安心・安全きょうと」）に逐次掲載。毎月1回点検を行い、必要な情報は掲載、更新。 4～8月 11項目 9月～3月 15項目 (主な掲載情報)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認に関する情報</li> <li>・「現場で体験! 食の安心・安全学び塾」資料     <u>研究所が作成した写真や図表をHPで公開</u></li> <li>・平成27年度食品衛生監視指導計画(案)への意見募集</li> <li>・冬期食中毒注意報の発令について     <u>府HPのトップページに掲載</u></li> </ul>						
緊急を要する場合には、広報課と連携し、府ホームページのトップページに掲載するなど、府の施策をタイムリーに発信することに努めた。						
<b>【課題】</b>						
引き続き、情報を分かりやすくするようHPの見直し行う。						
<b>数値目標の考え方</b>						
毎月ホームページを更新し、最新の情報を提供します。						
<b>参 考</b>						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供(回/年)	—	—	計画	4	8	12
			実績	4 (計画比: 100%)	8 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
府民からの依頼を受け、食の安心・安全をテーマに「出前語り」等により、府民への情報提供。						
<p>日・場所 平成26年6月16日 京都市</p> <p>テーマ 中小規模食品加工事業者における危機管理対応</p> <p>対象 食品製造・表示に携わる現場責任者等 58名</p>						
<p>日・場所 平成26年8月20日 亀岡市</p> <p>テーマ 直売所で必要な食品表示について</p> <p>対象 直売所運営者等 100名</p>						
<p>日・場所 平成26年9月11日 京都市</p> <p>テーマ 食の安全性評価</p> <p>対象 京都府立大学生命環境学部 学生等 10名</p>						
<p>日・場所 平成26年9月26日 京丹波町</p> <p>テーマ 京都府の食の安心・安全の取組について</p> <p>対象 京丹波町消費生活グループ 20名</p>						
<p>その他</p> <p>テーマ 「食の安心・安全について」 2回(9/10, 11/13)</p> <p>「食品表示について」 2回(11/9, 2/2)</p> <p>対象 JA組合員、消費者、小学校児童 等</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内各地で開催し、きめ細かい情報を提供します。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
広告チラシ等 を活用する 「情報提供店」 (店)	136	155	計画(累計)	200店	250店	300店
			実績(累計)	158店 (計画比: 79%)	160店 (計画比: 64%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 各店舗や系列店本部に「食の安心・安全豆知識」などを情報提供し、企業HP、広告チラシ等での活用を促した。</p> <p><b>【課題と今後の取組】</b> 新規店舗の開店等により、160店となった。 商店街や業種別団体を通じて「情報提供協力店」への登録を進める。</p> <p><b>(参考)</b> 食の安心・安全協働サポーターに対する資料送付を行った。 提供情報「食の安心・安全まめ知識」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛乳パックの切り欠きについて</li> <li>・内容量の表示について</li> <li>・避難所における食品衛生確保ガイドライン</li> <li>・朝食をしっかりと食べて熱中症を予防しよう</li> <li>・水産物の「養殖」表示について</li> <li>・かんきつ類等の添加物表示について 等</li> </ul>						
<b>数値目標の考え方</b>						
情報提供店での活用実態や意向を把握し、改善を図りながら登録増を図ります。						
担当課	<b>参 考</b>					
食の安心・安全推進課	紙ベースでの情報提供を進めるため、京都府広報紙や消費者団体等の資料への掲載に向けて、協議を行っています。					

(2) リスクコミュニケーション等の強化

数値目標 ⑦

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
リスクコミュニケーションの開催回数	5	12	計画 15 ① (5) ② (10)	15 ① (5) ② (10)	17 ① (7) ② (10)
テーマ：放射性物質以外 *①	① (1) ② (4)	① (2) ② (10)	実績 15 ① (5) ② (10) (計画比: 100%)	11 ① (6) ② (5) (計画比: 73%)	
<b>取組内容とその効果</b>					
テーマ：放射性物質【再掲】 *②	府研究機関等の機能を活用した体験型リスクコミュニケーション（「現場で体験！食の安心・安全学び塾」〈20名までの小規模で開催〉）や国、消費者団体との連携開催など、効果的な取組となるよう規模や運営方法を検討しながら実施				
<b>【取組内容】</b>					
①・「現場で体験！食の安心・安全学び塾」					
丹後農業研究所 8月22日					
生物資源研究センター 8月29日					
畜産センター 9月19日					
中丹西保健所 9月26日					
農林センター 10月 3日					
保健環境研究所 10月31日					
②・「現場で体験！食の安心・安全学び塾」【再掲】					
保健環境研究所 6月13日					
農林センター 10月 3日					
中丹西保健所 11月14日					
・府立大学学生への講座 6月19日					
・国、京都市、京都府生協連、京都生協との共催による取組 8月25日					
<b>【課題】</b>					
「現場で体験！食の安心・安全学び塾」は、26年度は参加者が少なく、27年度は、実施方法を工夫する必要がある。					
<b>数値目標の考え方</b>					
放射性物質以外：地域ごとのリスクコミュニケーションを京都市内で3回、他の地域で各1回開催。（計7回）					
放射性物質：消費者の放射性物質に対する関心の動向を踏まえ、国、消費者団体等と連携し、内容を工夫して開催。 府民要望の「出前語らい」に積極的対応。（計10回）					
担当課	参 考				
食の安心・安全推進課					

数値目標 ⑧

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
リスクコミュニケーター の 人数(人)	24	32	計画 (累計)	37	45	(50)※ 60
			実績 (累計)	56 (計画比: 151%)	56 (計画比: 124%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【効果】</b> 府が開催する行事への参加や身近な人を巻き込んだ地域でのリスクコミュニケーション(府職員の出前語らい等)の開催などに取り組んでいただいている。 26年度は、京都府が開催する講演会等にも協力。</p> <p><b>(参考)</b> 活動実績 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション 3名 安全な食品選択のための消費者&amp;事業者フォーラム 1名</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
リスクコミュニケーターの活動支援に努めるとともに、食の安心・安全協働サポーターのうち希望者に対し、研修及び登録を行う。						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

※ ( ) は変更前の数値



数値目標 ⑨

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
消費者、生産者等との交流・意見交換 (回/年)	4	6	計画	5	5	5
			実績	5 (計画比: 100%)	5 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
①山城管内 (木津川市)						
テーマ 生産者、直売所職員と消費者の意見交換						
日時 平成26年7月23日						
参加者 消費者、生産者、直売所職員、JA職員 35名						
概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜生産工場視察・収穫体験 (ジャガイモ)</li> <li>・直売所 (「花野果市」: 木津川市) の見学</li> </ul>						
②中丹管内 (舞鶴市)						
テーマ ジビエの供給者と飲食業者との意見交換						
◇日時 平成26年7月16日						
参加者 18名 (ジビエ*の供給者、飲食業者等)						
概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食用に適した捕獲・処理方法等の講演</li> <li>・調理実演</li> </ul>						
◇日時 平成26年11月15日						
参加者 18名 (ジビエ*の供給者、飲食業者等)						
概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食用に適した捕獲・処理方法等の講演</li> <li>・調理実演</li> </ul>						
* ジビエ: 狩猟によって、食材として捕獲された野生鳥獣の肉						
③南丹管内 (南丹市)						
テーマ 生産者から直接聞いて、体験して、しっかり学べる交流会～畜産編～						
日時 平成27年1月25日						
参加者 一般府民、関係機関 18名						
概要 牧場での体験、牛乳を使った調理体験、家畜の病気についての学習						
④丹後管内 (京丹後市)						
テーマ 丹後の食の安心・安全、魅力を適正な表示により情報発信						
日時 平成26年11月21日						
参加者 直売所出品グループ、消費者等 20名						
概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示についての講演</li> <li>・課題提起と意見交換</li> </ul>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内5か所で開催します。						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑩

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食の 安心・安全フ ォーラムの開 催	1	1	計 画	1	1	1
			実 績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>  「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者及び「京のブランド産品」生産者が、安心・安全な食品生産の取組について説明し、試食を交えながら消費者との意見交換を行った。  きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会※を組織し、開催。</p> <p>日 時 平成27年1月28日  参加者 府民 103名  概 要 ・京都府における食の安心・安全の取組について  ・きょうと信頼食品登録事業者、京都米生産者による安心・安全の取組事例紹介  ・参加者、報告者等による意見交換</p> <p><b>【効 果】</b>  〈参加者の意見〉  ○製造者・生産者の苦勞と工夫がよくわかりました。その成果として安心・安全な食品を提供してもらえることに感謝します。  ○製造工程や安心・安全の取組紹介と試食がセットになった説明で、大変分かりやすく有意義でした。  ○製造者・生産者の話を聞く機会がないので良い経験になりました</p> <p>※構成団体：  京都府農業協同組合中央会、一般社団法人京都府食品産業協会、京都府生活協同組合連合会、NPO法人コンシューマーズ京都、京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会、京都府</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>毎年度1回、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、消費者と事業者の相互理解を深めます。</p>						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上

数値目標 ⑪

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食育推進計画 作成市町村数	15	16	計 画 (累 計)	18	22	26
			実 績 (累 計)	17 (計画比:94%)	18 (計画比:82%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>市町村に対して、関連する健康増進計画、地産地消計画等の作成に併せて食育推進計画の作成指導するなど、状況に応じて個別に支援。</p> <p>府内市町村食育担当課長・関連部局担当者会議(7月15日)を開催し、計画作成に向けた情報交換を実施。</p> <p>参加者 18市町から37名出席</p> <p>[結果] 今年度1町(京丹波町)が策定</p> <p><b>(参考)</b></p> <p>京都府の策定状況69.2%(全国71.5%)全国36位 H27年度は与謝野町が策定予定。(与謝野町後 府73.1%)</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
全市町村の食育推進計画策定を目指します。						
<b>参 考</b>						
担当課	第2次京都府食育推進計画の政策目標					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑫

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
親子研修会等 の開催回数 (回/年)	3	5	計画	3	3	5
			実績	3 (計画比: 100%)	4 (計画比: 133%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            こども向け食の安心・安全啓発資料を作成し、研修会を開催            畜産センター                    80名    7月26日                30名    8月20日            南丹広域振興局                50名    8月 6日            中丹家畜保健衛生所         50名    8月 7日</p> <p><b>【効果】</b>            こどもに対しても食の安心・安全に関する基礎的な知識を体得            させることができた。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
できるだけ多くの府民の皆様に参加していただけるよう府内5か所、各1回開催することを目標にしています。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑬【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食農 体験農場の登 録数	—	10	計 画 (累計)	15	20	20
			実 績 (累計)	10 (計画比: 67%)	14 (計画比: 70%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>                      野菜などの栽培体験ができる食農体験農場を登録し、ホームページなどで府民へ情報発信。                      26年度から新たに実施する栽培体験の支援助成等も活用し、体験できる農場数が拡大できるよう、可能性のある農場への声かけを行っている。</p> <p><b>【結 果】</b>                      4農場を新規登録。                          内訳 京都市内 2                              中丹地域 1                              丹後地域 1</p> <p>*きょうと食農体験農場                      将来を担う子どもたちが五感を使った野菜等栽培体験を通して食や命の大切さを学べる市民農園を登録するもので、要件として、①指導者がいること、②食育プログラムの整備がされていることで、「きょうと食いく先生」など地域の食育指導者と連携して推進</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内5地域各4農場以上を目標としています。						
<b>参 考</b>						
「明日の京都」及び第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プランの政策目標						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑭【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと食いく先生の認定数(人)	—	11	計 画 (累計)	50	100	(100)※ 165
			実 績 (累計)	83 (計画比:166%)	115 (計画比:115%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>○認定制度を立ち上げた平成24年度に11名、平成25年度に72名、平成26年度は32名を認定。計115名</p> <p>○きょうと食いく先生の派遣等活動状況</p> <p style="padding-left: 40px;">小中学校等 <span style="float: right;">108回(計115名)</span></p> <p style="padding-left: 40px;">あじわい館における体験型食育教室 <span style="float: right;">12回(計12名)</span></p> <p><b>【効果】</b></p> <p>子どもたちが農林水産業や料理の専門家から、直接話を聞いたり指導が受けられる新鮮な機会であり、子どもたちの興味を引き出す効果的な取組として学校から評価を得ている。</p> <p>子どもたちからは、「これまで食べられないものが食べられるようになった」「自分でもつくってみたい」などの感想が寄せられているほか、食いく先生にとっても子どもたちの反応がやりがいにつながっている。</p> <p>* 「きょうと食いく先生」</p> <p>学校等と連携して、五感を使った食育(農作業や調理体験など)を体系的に指導する社会人講師</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>府内5地域でバランスよく人材確保できるよう、20名ずつ以上を目標としています。</p> <p>※平成30年度までに全中学校区(公立173校)で1名の食いく先生を養成する目標を早期達成するため、165名に上方修正しています。</p>						
<b>参 考</b>						
担当課	第2次京都府食育推進計画並びに「いただきます。地元産」プラン					
食の安心・安全推進課	の政策目標					

※ ( ) は変更前の数値

(4) 府民参画の推進

**数値目標** ⑮【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会開催(回/年)	—	—	計画	5	5	5
			実績	6 (計画比: 120%)	6 (計画比: 120%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>「食の安心・安全協働サポーター」を対象に府内6カ所で開催。 また、食の安心・安全に関するミニ知識やイベント開催に係る資料送付等も行い、身近な人への食の安心・安全情報提供など府民参画の取組への協力をいただいている。</p> <p>〈開催状況〉</p> <p>11月 4回(舞鶴、宇治、向日、峰山) のべ31名参加 12月 2回(園部、田辺) のべ16名参加</p> <p>〈研修内容〉</p> <p>◇食品表示のポイント 食品表示の基本を再確認</p> <p>◇見てみよう、食品表示の実際 商品例を用いて実際の食品表示を確認</p> <p>※消費生活安全センターや市町村とも連携して実施。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内5カ所、それぞれ年1回程度開催することを目標にしています。						
<b>参 考</b>						
団体や消費者グループで希望があれば、食の安心・安全協働サポーター養成研修を随時実施						
担当課	食の安心・安全推進課					
食の安心・安全推進課	<p>〈26年度開催実績〉</p> <p>日時 平成26年11月19日</p> <p>場所 JA京都園部支店</p> <p>参加者 JA京都女性部 約150名</p> <p>テーマ 食品表示のいろは～正しく知って見分けよう～</p>					

数値目標 ⑯【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数（回／年）	2	3	計画	4	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	3 (計画比: 75%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 府内の消費者団体や関係課と様々な項目について意見交換会を開催し、施策、取組への反映を図っている。</p> <p>実施結果</p> <p>◇開催日 時 平成27年2月6日 テーマ 京都府食品衛生監視指導計画について 主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示制度は大きく変わるが、行政。消費者団体、業者が一体となって対応する必要がある。</li> <li>・HACCP推進については、零細・中小企業を考慮し、行政、小売業者、生協などの消費者団体のサポートが必要。</li> </ul> <p>◇開催日 平成27年2月16日 テーマ 宇治茶における安心・安全の取組について 主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使う理由や製茶段階、お茶の淹れた時の農薬残留の有無などの情報提供をていねいに行うことが必要。</li> </ul> <p>◇開催日 平成27年3月23日 テーマ 食の安心・安全行動計画による施策の成果と課題</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
おおむね四半期ごとに1回ずつ意見交換会を開催し、府の施策や取組に反映します。						
<b>参 考</b>						
府内消費者団体						
<b>担当課</b>	京都府生活協同組合連合会、NPO法人コンシューマーズ京都、NPO法人京都消費生活有資格者の会、京都府連合婦人会、新日本婦人の会京都府本部、住みよい京都を作る婦人の会、NPO法人使い捨て時代を考える会、京都市地域女性連合会、京都市消費者モニター等経験者の会、					
食の安心・安全推進課						



### 3 監視・指導・検査の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で情報共有、連携して実施します。

また、輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化します。

食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を行います。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底します。

(1) 健康被害防止への対応

(2) 食品衛生管理対策

#### 数値目標 ⑰【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬使用者に対する使用実態調査(件/年)	34	275	計画	120	120	120
			実績	120 (計画比:100%)	120 (計画比:100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
府内の農業改良普及センターが、対象作物、地域等の重点目標を定め、定期的に毎月2件、生産者の農薬使用状況を調査。 なお、26年度は、普及センター毎に調査対象品目を選定し、重点的に調査・指導し、不適正な事例は認められなかった。						
<b>【効果】</b>						
生産段階での農薬適正使用の徹底により不適正な事例の未然防止が図られている。						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内5地域で24件ずつ調査を行います。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課	主な調査対象品目 京都・乙訓：ナス、ネギ、花菜 山城：茶、エビイモ、トマト 南丹：黒大豆、エダマメ、ナス 中丹：アズキ、万願寺トウガラシ、 丹後：ネギ、カボチャ、エダマメ					

**数値目標** ⑬

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																				
			25年度	26年度	27年度																		
肥料生産業者 に対する立入 検査数 (件/ 年)	5	10	計 画	5	5	5																	
			実 績	5 (計画比: 100%)	6 (計画比: 120%)																		
<b>取組内容とその効果</b>																							
<p><b>【取組内容】</b> 肥料生産業者に対して、肥料取締法に基づく監視指導を実施。</p> <p>〈実施状況〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>管 内</th> <th>所在地</th> <th>実施日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都・乙訓</td> <td>京都市</td> <td>6月18日</td> </tr> <tr> <td>山城</td> <td>城陽市</td> <td>6月11日</td> </tr> <tr> <td>南丹</td> <td>亀岡市、南丹市</td> <td>2月16日(2か所)</td> </tr> <tr> <td>中丹</td> <td>舞鶴市</td> <td>3月16日</td> </tr> <tr> <td>丹後</td> <td>宮津市</td> <td>8月27日</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈結 果〉 ・いずれの事業場も不適正な事項は見られなかった。</p> <p><b>【効果】</b> 府内で生産される特殊肥料について、品質等の保全が図られている。</p>						管 内	所在地	実施日	京都・乙訓	京都市	6月18日	山城	城陽市	6月11日	南丹	亀岡市、南丹市	2月16日(2か所)	中丹	舞鶴市	3月16日	丹後	宮津市	8月27日
管 内	所在地	実施日																					
京都・乙訓	京都市	6月18日																					
山城	城陽市	6月11日																					
南丹	亀岡市、南丹市	2月16日(2か所)																					
中丹	舞鶴市	3月16日																					
丹後	宮津市	8月27日																					
<b>数値目標の考え方</b>																							
府内5地域において、比較的大規模な事業場を1件ずつ検査します。																							
担当課	参 考																						
食の安心・安全推進課																							

数値目標 ⑱

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
家畜伝染病予防法に基づく 検査実施頭羽 数(千頭羽/年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	20 (計画比: 100%)	20 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            家畜伝染病予防法に基づき、対象となる家畜全頭・羽に対し家畜伝染病について、定期的に検査を行っている。            3月末までに、計画どおり20千頭羽の検査を実施し、全て陰性を確認。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
家畜伝染病予防法に基づく牛、豚、鶏等対象となる家畜の定期検査の頭羽数を目標にしています。						
担当課	参 考					
畜産課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
貝毒プランク トン等の監視 調査件数 (件/年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	20 (計画比:100%)	20 (計画比:100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>食中毒の原因となる貝毒の発生状況の監視のため、プランクトン調査又はELISA検査を、二枚貝生産海域においては周年で月1回の頻度、重要養殖貝出荷時期である4～7月においては更に2カ所で月1回の頻度の合計20回実施。</p> <p>調査に基づく貝毒原因プランクトンの出現状況や二枚貝に蓄積された毒量についての監視結果を、漁業者に情報提供し、毒化の危険性について注意喚起することで、貝毒検査を促し、毒化二枚貝が流通しないよう、食の安心・安全の確保に努めた。</p> <p><b>【効果】</b></p> <p>平成26年4月以降、「丹後とり貝」や「育成岩がき」などの二枚貝が数多く出荷されているが、毒化した二枚貝の流通や食中毒は発生していない。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
周年監視(1回/月) 1ヶ所=12回 重要養殖貝出荷時期(4～7月 1回/月) 2ヶ所=8回 合計 20回						
担当課	<b>参 考</b>					
水産課	<p>トリガイなどの二枚貝は、水中のプランクトンを食べて成長する。プランクトンの中には微量ながら毒を含有する種類があり、このプランクトンを二枚貝が食べることで、二枚貝中に毒が蓄積される(貝毒)。</p> <p>貝毒原因プランクトンの種類は明らかになっているため、海域に分布するプランクトンを調査することで、その海域に生育する二枚貝が毒化している可能性をある程度判断することが出来る。</p> <p>また、ELISA検査法により、実際に二枚貝に蓄積した毒量を簡易的に把握することが出来る。</p>					

数値目標 ②

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品等の収去 検査検体数 (検体/年)	750	750	計画	750	750	750
			実績	750 (計画比:100%)	750 (計画比:100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 府内で生産・製造又は販売される食品（輸入食品を含む。）等について、保健環境研究所や拠点保健所（山城北、南丹及び中丹西保健所）において、残留農薬、組換え遺伝子、食品添加物、放射性物質等の検査を実施。</p> <p><b>【結 果】</b> 「みず菜」1検体から、食品衛生法で規定する残留基準(0.1ppm)を超過する農薬(ダイアジノン：殺虫剤)を検出(0.29ppm)したが、全量を卸売業者から回収したため、一般消費者への販売は無かった。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
食品に対する不安や食品事故を考慮し、専門家の意見を聞きながら継続して検査します。						
<b>参 考</b>						
<b>収去検査</b>						
担当課	食品衛生法に基づき、保健所などの食品衛生監視員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査					
生活衛生課						

数値目標 ②

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品衛生監視 機動班による 立入検査回数 (件/年)	40	40	計画	40	40	40
			実績	40 (計画比:100%)	41 (計画比:103%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> HACCP施設や大規模製造施設等に対して、食品衛生監視機動班を編成して立ち入り、記録のチェック、拭き取り検査や収去検査等を実施。</p> <p><b>【結 果】</b> 食品衛生上、特に問題となる事項は無し。</p> <p><b>【効 果】</b> きめ細かく指導することにより、事故や違反食品発生の未然防止を図ることができる。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
大規模食品製造施設、HACCP施設、大規模食鳥処理施設、と畜場等を対象（南部20回、中部10回、北部10回）						
<b>参 考</b>						
<b>食品衛生監視機動班</b>						
担当課	食品衛生法に基づき認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設などを対象に、専門的な監視指導を実施するため、複数の保健所の食品衛生監視員で構成する機動的な組織					
生活衛生課						

数値目標 ②③

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画														
			25年度	26年度	27年度												
無承認無許可 医薬品の監視 (インターネットを含む) 件数(件/年)	842	1,097	計画	1,000	1,000	1,000											
			実績	1,204 (計画比:120%)	1,430 (計画比:143%)												
<b>取組内容とその効果</b>																	
<p><b>【取組内容】</b>  「いわゆる健康食品」等の販売広告(インターネット販売を含む。)や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」違反が疑われる不適正な広告など、「いわゆる健康食品」が確認されれば、立入検査等により実態を把握し、当該広告内容の削除や修正、必要に応じ、商品の販売中止や報告書徴収等(事業者の所在が他府県の場合は通報)を指導</p> <p><b>【効果】</b>  これらにより、一般消費者に医薬品に対する不信感を生じさせたり、正しい医療を受ける機会の逸失による疾病の悪化等、保健衛生上の危害発生の回避に繋げている。</p> <p style="text-align: center;">▼広告等の修正・削除等の実施状況</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">25年度</td> <td style="padding-right: 20px;">直接指導</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他府県への通報</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>直接指導</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>他府県への通報</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> </table>						25年度	直接指導	4件		他府県への通報	3件	26年度	直接指導	2件		他府県への通報	2件
25年度	直接指導	4件															
	他府県への通報	3件															
26年度	直接指導	2件															
	他府県への通報	2件															
<b>数値目標の考え方</b>																	
第2次行動計画で21年度実績427件の2倍に強化した目標を維持します。																	
<b>参 考</b>																	
医薬品、医療機器等法第55条第2項(無承認無許可医薬品の販売・授与等の禁止)、第68条「承認前医薬品等の広告禁止」等に基づき指導																	
担当課																	
薬務課																	

(3) 適正な食品表示対策

**数値目標** ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画												
			25年度	26年度	27年度										
事業者向け食品表示講習会の開催 (回/年)	—	—	計画	5	5	5									
			実績	5 (計画比: 100%)	6 (計画比: 120%)										
<b>取組内容とその効果</b>															
<p><b>【取組内容】</b> 府内の農産物直売所等の方を対象に「JAS法」及び「食品衛生法」で定められている食品表示について実施。</p> <p><b>実施状況</b></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">【本庁】平成26年8月20日</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">参加者100人</td> </tr> <tr> <td>【山城局】平成26年9月10、11日</td> <td style="text-align: right;">" 41人</td> </tr> <tr> <td>【南丹局】平成26年12月11日</td> <td style="text-align: right;">" 24人</td> </tr> <tr> <td>【中丹局】平成27年3月5日</td> <td style="text-align: right;">" 13人</td> </tr> <tr> <td>【丹後局】平成27年1月14日</td> <td style="text-align: right;">" 47人</td> </tr> </table>						【本庁】平成26年8月20日	参加者100人	【山城局】平成26年9月10、11日	" 41人	【南丹局】平成26年12月11日	" 24人	【中丹局】平成27年3月5日	" 13人	【丹後局】平成27年1月14日	" 47人
【本庁】平成26年8月20日	参加者100人														
【山城局】平成26年9月10、11日	" 41人														
【南丹局】平成26年12月11日	" 24人														
【中丹局】平成27年3月5日	" 13人														
【丹後局】平成27年1月14日	" 47人														
<b>数値目標の考え方</b>															
府内5か所で1回ずつ開催することを目標としています。															
<b>参 考</b>															
<b>担当課</b>	関係法の担当課														
食の安心・安全推進課	JAS法：食の安心・安全推進課 食品衛生法：生活衛生課 景品表示法：消費生活安全センター 新しい食品表示基準公表に合わせて、消費者庁からの講師による食品製造事業者向け講習会を開催予定。														



数値目標 ㊸【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品表示指導 者数(人)	37	36	計(累計)	40	45	50
			実績(累計)	37 (計画比: 93%)	38 (計画比: 84%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            食品製造事業者、業種組合と連携して指導者を認定。認定後も研修会を年2回実施し、フォローアップを行っている。            6月及び2月に食品表示指導者養成研修を開催。1名を新たに登録</p> <p><b>【効果】</b>            食品表示指導者を核として、企業内及び業界全体の食品の適正表示及びコンプライアンスの意識の向上に努めている。</p> <p><b>(参考)</b> 食品表示指導者等を対象としたフォローアップ研修            ◇日時 平成26年6月16日(月)            場所 京都市内            内容 テーマ「中小規模な食品加工事業者における危機管理対応や万が一に備えて事前に準備出来ることなど」            講師 神戸大学大学院経営学研究科 准教授 馬場新一 氏            参加者 58名(食品製造・表示に携わる現場責任者等)</p> <p>◇日時 平成27年2月2日(月)            場所 京都市内            内容 講話「消費者に信頼される表示について」            講師 消費生活コンサルタント 森田満樹 氏            報告 京都府消費生活安全センター、(株)高島屋京都店            パネルディスカッション            ※消費生活安全センター、食の安心・安全推進課が協力して開催</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
食品表示の適正化とコンプライアンス(法令遵守)に関する意識向上に向け、25業種で2名ずつに増やすことを目標としています。						
<b>参 考</b>						
担当課	新しい食品表示基準公表に合わせて、消費者庁からの講師による食品製造事業者向け講習会を開催予定。					
食の安心・安全推進課						

数値目標 ②⑥【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品表示における科学的検査の実施（検体/年）	21	10	計画	30	30	30
			実績	29 (計画比: 97%)	30 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>  「たけのこの水煮」の原料原産地、「シジミ」の原産地及び「袋詰精米」の品種表示について、買上検査し、信憑性を確認。</p> <p>〈分析結果及びその後の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たけのこの水煮 — すべて「疑義なし」</li> <li>・シジミ — 府内事業者は「疑義なし」</li> <li>・袋詰精米 — すべて「疑義なし」</li> </ul> <p>〈品目選定の考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内・府内で過去に違反事例のあるもの」</li> <li>・「京都産ブランド農林水産物の信頼確保」</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>						
<b>【効 果】</b>						
<p>実施結果等はHPで公表し、事業者の啓発に活用  府内産農林水産物のブランドに対する信頼を確保</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>産地偽装事件の発生などの状況に応じて、検査を行うことが効果的と考えられる食品について、3品目10検体程度の検査を実施します。</p>						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ⑳【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
巡回調査における適正表示の割合 (%)	82	76	計画	85	90	90
			実績	85 (計画比: 100%)	70 (計画比: 78%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 京都市内及び各広域振興局単位で関係機関が連携し、スーパー・小売店等約300店舗を選定し、それぞれ年間60店舗程度に対して、原産地表示の欠落等の不適正表示の有無についてパトロールを実施。</p> <p><b>【効果】</b> 小売段階での適正表示の啓発・周知が図れている。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
名称や原産地などが表示されている商品数が80%以上の店舗の割合を、平成26年度までに90%とします。(「農林水産京カプラン」)						
<b>参 考</b>						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課						

(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

**数値目標** ㉘

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
全養鶏農家等 (千羽以上)への 巡回指導回数 (回/年)	4	4	計画	4	4	4
			実績	4 (計画比: 100%)	4 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>                      高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、家畜保健衛生所が異常鶏の有無を確認するとともに、防鳥ネットや野生動物の侵入防止等伝染病の侵入防止対策の点検を行う。                      3月末までに延べ232戸を巡回し、点検を実施しました。</p> <p>※平成26年度は、国内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、緊急巡回を3回実施し、侵入防止の徹底を指導しました。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
四半期毎に巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)						
<b>参 考</b>						
担当課						
畜産課						

数値目標 ㊸

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
全養鶏農家等 (千羽未満)への 巡回指導回数 (回/年)	1	1	計画	1	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>鳥インフルエンザウイルスを運ぶとされている渡り鳥の本格的な渡りのシーズン前(9月~10月)に、千羽未満の小規模飼養者に対しても全戸を巡回し、野鳥の侵入防止や消毒の徹底について、ちらし等を配布して注意喚起を行う。</p> <p>小規模鶏飼養者における疾病予防の意識を向上させ、鶏舎等の侵入防止対策の徹底を呼びかけることで鳥インフルエンザの発生を予防しました。</p> <p>※平成26年度は、国内野鳥での鳥インフルエンザウイルスの検出や国内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、府内の全ての家きん飼養者に緊急衛生情報を7回発信して、侵入防止の徹底を指導しました。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象: 千羽未満飼養の養鶏農家及び自家用家きん飼養者全戸(648戸))</p>						
<b>参 考</b>						
担当課						
畜産課						

数値目標 ③〇

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
養鶏農家モニタリング検査 実施戸数	毎月12戸	毎月12戸	計画	毎月12戸	毎月12戸	毎月12戸
			実績	毎月12戸 (計画比: 100%)	毎月12戸 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、府内の4家畜保健衛生所ごとに3戸の農場を指定しウイルス検査・抗体検査を毎月実施。全て陰性を確認しました。</p> <p><b>【効果】</b> モニタリング検査を継続することで、農家にウイルスの侵入が無いことの確認と地域におけるウイルスの動向を監視しています。 鳥インフルエンザの早期発見により、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
各地域（京都山城、南丹、中丹、丹後）において、3戸ずつ毎月実施することを目標にしています。						
<b>参 考</b>						
担当課						
畜産課						

数値目標 ③

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
養鶏農家全戸 鶏抗体検査実 施回数（回/ 年）	4	4	計 画	4	4	4
			実 績	4 (計画比: 100%)	4 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視するため、千羽以上を飼養する全ての養鶏農家において、年4回鶏から採血して、抗体検査を実施し、全て陰性を確認しました。</p> <p><b>【効果】</b> 抗体検査により、農家へのウイルスの侵入を監視しています。ウイルスの監視により、鳥インフルエンザを早期発見し、迅速な対応で被害を最小限に止めることが期待できます。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
年4回抗体検査することを目標にしています。 (対象: 千羽以上飼養の養鶏農家 全58戸)						
<b>参 考</b>						
担当課						
畜産課						

数値目標 ⑳【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画		
			25年度	26年度	27年度
牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数(回/年)	1	1	計画	1	1
			実績	1 (計画比: 100%)	1 (計画比: 100%)
<b>取組内容とその効果</b>					
<p><b>【取組内容】</b>            家畜保健衛生所が口蹄疫等重大な伝染病発生予防のため、家畜の健康状態等の飼養状況を確認するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行う。</p> <p><b>【効果】</b>            飼養衛生管理の向上により、安心・安全な畜産物生産に寄与することが出来る。</p>					
<b>数値目標の考え方</b>					
年1回巡回指導することを目標にしています。 (対象: 偶蹄類飼養農家 全208戸)					
<b>参 考</b>					
<p>担当課 畜産課</p>					



#### 4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進するとともに、その取組を積極的に情報発信します。

##### (1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

##### 数値目標 ③③【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
GAP手法 導入農家数 (戸)	552	650	計(累計) 画	1,000	1,250	1,500
			実(累計) 績	1,037 (計画比:104%)	1,120 (計画比:90%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<b>【取組内容】</b>						
○農業改良普及員やJA営農指導員に対し、府とJAグループが共同でGAP指導者育成研修を実施し(9/4~5、10/27)、GAP推進を行う指導者を育成(累計130名)						
○GAP指導者が産地や生産組織での取組を支援することにより、農家でのGAP導入を推進。						
<b>数値目標の考え方</b>						
単年度毎に、5産地で、のべ250名の増加を設定しています。						
<b>参 考</b>						
<b>農業生産行程管理手法（GAP）</b>						
担当課	GAP手法（Good Agriculture Practice）とは、農業者自らが、（1）農作業の点検項目を決定し、（2）点検項目に従い農作業を行い、記録し、（3）記録を点検・評価し、改善点を見出し、（4）次作に活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のこと。					
農産課	GAP手法は、「農産物の安全確保」だけでなく、「環境保全」「農産物の品質と信頼の向上」「労働安全の確保」等に有効な手法であり、多くの産地、農業者がこの手法を取り入れ、自らの営農・生産条件や実力に応じて取り組むことが、消費者・食品業者等の信頼確保につながる。					

数値目標 ③④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
事業者による 残留農薬 自主検査 【茶】(検体 /年)	20	20	計画	20	20	20
			実績	18 (計画比: 90%)	20 (計画比: 100%)	
取組内容とその効果						
<p><b>【取組内容】</b>            今後の取組予定            ○府内各生産現場から集荷された「荒茶」について、残留農薬分析を実施</p>						
数値目標の考え方						
産地ごとに生産される茶種別に残留農薬分析を実施します。						
参 考						
担当課						
農産課						

数値目標 ③⑤

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬講習会の 開催数(回/ 年)	6	6	計画	6	6	6
			実績	6 (計画比: 100%)	6 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            対象：農薬販売者及び使用者、防除業者等            内容：農薬の適正使用及び適切な管理をに向けての注意喚起等</p> <p><u>実施状況</u></p> <p>【山城局】 10月 2日            【南丹局】 10月31日            【丹後局】 10月22日            【中丹局】 11月 5日            【本 庁】 9月 5日、12月16日            のべ422人参加</p> <p><b>【効果】</b>            関係者に対し、直接、最新の情報や農薬の使用・管理上の留意事項を伝えるなど注意喚起をすることができた。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>府内の農薬取扱業者及び農薬管理指導士が最新情報を入手するとともに講習会を契機に改めて事故防止の日常の点検指導等ができることを目標とします。</p>						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ③⑥

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
農薬管理指導士の認定者数 (実人数(人))	793	815	計画	750	800	850
			実績	819 (計画比: 109%)	790 (計画比: 99%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            農薬安全使用を推進するリーダーとして、農産物直売所構成員、防除業者、農薬販売者、ゴルフ場関係者等を農薬管理指導士として認定。            (26年度新規認定者: 19名)            認定後も、更新時に講習会受講を義務づけ、資質向上の支援に努めている。</p> <p><b>【効果】</b>            農薬管理指導士の活躍で、農薬使用者(家庭菜園等に取り組む府民を含む。)の農薬の適正使用が図られており、農薬による危被害を防ぐことが期待される。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
今後、農産物直売所運営者中心に認定者の増加を図り、適正使用による危害防止を目標とします。						
<b>参 考</b>						
担当課						
食の安心・安全推進課						

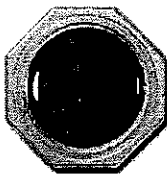
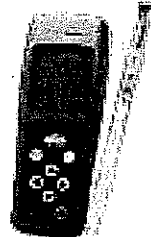
数値目標 ③7

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	25	25	計画	25	25	25
			実績	25 (計画比:100%)	25 (計画比:100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 府内の養殖業者に対し、毎月、給餌及び動物用医薬品使用の方法等について聞きとるとともに、資料等を配付し、適正な医薬品の使用について普及啓発した。</p> <p><b>【効果】</b> 医薬品の不適切な使用等はなく、安心・安全な水産物が生産・流通されている。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
<b>参 考</b>						
担当課						
水産課						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
二枚貝生産者 への巡回指導 件数(件/年)	15	15	計画	15	15	15
			実績	15 (計画比:100%)	15 (計画比:100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 「丹後とり貝」や「育成岩がき」等の二枚貝生産者に対して、毎月、出荷基準に基づいた規格の選別や、安全性の検査等を指導した。</p> <p><b>【効果】</b> その結果、毒化した貝の流通はなく、安全性の確保ができた。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>トリガイ養殖(舞鶴、宮津及び久美浜)4回/年×3ヶ所=12回                  イワガキ養殖 2回/年 = 2回                  その他貝類養殖 1回/年 = 1回 <u>合計15回</u></p>						
<b>参 考</b>						
<p>担当課 水産課</p>						

数値目標 ⑳

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数 (件/年)	5,700	5,700	計画	5,700	5,700	5,700
			実績	5,700 (計画比: 100%)	5,700 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>食品関連業者の自主的な衛生管理を推進するために、事業者リーダーが保健所と連携しながら、地域で営業する飲食店等を巡回して衛生状態の点検を行い、指導・助言を実施。取り組みに当たっては、フードスタンプやATPなどの検査機器を活用しながら専門的な指導を行う。</p> <p>併せて、誤表示防止のために食品表示の点検を実施。</p> <p>また、府民向けに食中毒予防の啓発を実施（啓発資材の配布や、講習会の開催等）。</p>						
フードスタンプ				ATP検査機器		
						
<b>数値目標の考え方</b>						
24年度の飲食店等巡回指導件数の実績値(5,500)に、府民向け啓発件数を加えて数値目標を設定。						
<b>参 考</b>						
<b>食品衛生推進員(京の食”安全見張り番”)</b>						
食品衛生の向上に熱意と見識を有し、社会的信望がある者として(公社)京都府食品衛生協会から推薦を受け、食品衛生法に基づき知事が委嘱。食品関連業者の自主的な衛生管理の推進を図るとともに、消費者からの相談に対応。						
<b>食品衛生指導員</b>						
(公社)日本食品衛生協会が行う指導員養成教育課程等を終了した者で、食品衛生協会活動の中核として、営業施設に対して巡回指導などにより自主的管理体制の確立を促進し、消費者に対して食品衛生思想の普及活動を実施。						
<b>担当課</b>	生活衛生課					

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数(か所)	63	112	計(累計) 画	100	138	163※2
			実(累計) 績	117 (計画比: 117%)	129※1 (計画比: 94%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容・効果】</b></p> <p>府内学校給食調理場においては学校給食衛生管理基準等に基づく衛生管理が図られているが、衛生管理に関する研修会や巡回指導において、特に調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることを重点的に指導すること等により、改善を図ってまいりたい。</p> <p>※1 文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査にあわせ実施する調査によって毎年5月1日現在の状況を把握している。 従って、現時点の最新数値である平成26年5月1日時点の数値を記入している。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。</p> <p>※2 小中学校の統廃合に伴う給食調理施設数(平成27年度)</p>						
<b>参 考</b>						
<p>学校給食法第9条第1項に規定された学校給食衛生管理基準(平成21年4月1日)に基づく調理作業工程表及び作業動線図による衛生管理の徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理作業を衛生的、効率的に行うことができる。</li> <li>・掛け持ち作業による汚染の広がり(二次汚染)を防ぐことができる。</li> <li>・汚染度の高い食品(肉・魚・卵など)と汚染させたくない食品(非加熱食品や和え物など)の交差を防ぐことにより汚染の広がりを防ぐことができる。</li> </ul>						
担当課						
保健体育課						



(2) 安心感向上のための取組

**数値目標** ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画																																						
			25年度	26年度	27年度																																				
鶏卵・鶏肉トレサビリティシステムPR活動 (回/年)	—	—	計画	3	7	10																																			
			実績	3 (計画比: 100%)	7 (計画比: 100%)																																				
<b>取組内容とその効果</b>																																									
<b>【取組内容】</b>																																									
<p>京都方式の鶏卵・鶏肉トレサビリティシステムの普及を図るため、家畜保健衛生所の施設公開等ではクイズ形式で、また、京野菜フェスティバル等のイベントでは展示により、QRコードと連動したトレサビリティ情報の検索体験など本システムのしくみや重要性をわかりやすく情報提供してPRを行った。</p> <p style="text-align: center;">〈府民との交流等〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>取り組み</th> <th>場 所</th> <th>対象・人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/7</td> <td>施設公開</td> <td>中丹家畜保健衛生所</td> <td>小学生親子 54名</td> </tr> <tr> <td>8/30</td> <td>京野菜オムライス教室</td> <td>あじわい館</td> <td>小学生親子 17名</td> </tr> <tr> <td>1/25</td> <td>消費者と生産者の意見交換会～畜産</td> <td>氷室の郷</td> <td>一般消費者 12名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〈イベントでのパネル展示・チラシ配布〉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>イベント</th> <th>場 所</th> <th>来場者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/21</td> <td>丹後あじわいの郷月例祭</td> <td>丹後あじわいの郷</td> <td>約3,900名</td> </tr> <tr> <td>9/27</td> <td>京都肉祭</td> <td>京都市役所前</td> <td>約15,000名</td> </tr> <tr> <td>11/1～3</td> <td>京野菜フェスティバル</td> <td>梅小路公園</td> <td>約105,000名</td> </tr> <tr> <td>11/29・30</td> <td>農林水産フェスティバル</td> <td>パルスプラザ</td> <td>約48,000名</td> </tr> </tbody> </table>						実施日	取り組み	場 所	対象・人数	8/7	施設公開	中丹家畜保健衛生所	小学生親子 54名	8/30	京野菜オムライス教室	あじわい館	小学生親子 17名	1/25	消費者と生産者の意見交換会～畜産	氷室の郷	一般消費者 12名	実施日	イベント	場 所	来場者	9/21	丹後あじわいの郷月例祭	丹後あじわいの郷	約3,900名	9/27	京都肉祭	京都市役所前	約15,000名	11/1～3	京野菜フェスティバル	梅小路公園	約105,000名	11/29・30	農林水産フェスティバル	パルスプラザ	約48,000名
実施日	取り組み	場 所	対象・人数																																						
8/7	施設公開	中丹家畜保健衛生所	小学生親子 54名																																						
8/30	京野菜オムライス教室	あじわい館	小学生親子 17名																																						
1/25	消費者と生産者の意見交換会～畜産	氷室の郷	一般消費者 12名																																						
実施日	イベント	場 所	来場者																																						
9/21	丹後あじわいの郷月例祭	丹後あじわいの郷	約3,900名																																						
9/27	京都肉祭	京都市役所前	約15,000名																																						
11/1～3	京野菜フェスティバル	梅小路公園	約105,000名																																						
11/29・30	農林水産フェスティバル	パルスプラザ	約48,000名																																						
<b>【今後の対応】</b>																																									
<p>引き続き、消費者や実需者にトレサビリティに関する情報を発信するとともに、消費者や実需者の声を踏まえて、より効果的なトレサビリティのあり方について検討します。</p>																																									
<b>数値目標の考え方</b>																																									
<p>鶏卵・鶏肉に関する府民の食の安心・安全を高めることが出来るようトレサビリティシステムのPR活動を行います。</p>																																									
<b>参 考</b>																																									
<b>トレサビリティシステム</b>																																									
担当課	記録の追跡により、ある商品の流通経路が確認できる状態をいいます。																																								
畜産課	<p>食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。</p>																																								

数値目標 ⑫【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 においてワン ランク上の品 質管理プログ ラムを策定す る業種の数	—	—	計 画 (累 計)	3	6	10
			実 績 (累 計)	3 (計画比: 100%)	6 (計画比: 100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>☆☆基準の取組に意欲的な企業を有する業界組合と連携し、各業種ごとの品質管理プログラムを策定します。</p> <p>(26年度策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パン ・漬物 ・湯葉</li> </ul> <p>(25年度策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏卵 ・珈琲 ・茶</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>☆☆基準での新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料のトレーサビリティの確保</li> <li>・コンプライアンスの取組</li> <li>・クレーム・回収対応の体制整備</li> </ul>						
<b>数値目標の考え方</b>						
事業者がワンランク上の品質管理にスムーズに取り組めるよう、業種ごとのプログラムづくりを着実に進めます。						
<b>参 考</b>						
<p><b>きょうと信頼食品登録制度</b></p> <p>府が定める一定の水準より高い品質管理を行い、生産・製造情報を開示できる食品等を府が登録するとともに、府民に当該情報等を提供することにより、府内で生産・製造される食品の安全性及び府民の安心感を高める。</p> <p>登録基準は、☆クラス（第1段階）～☆☆☆クラス（第3段階）で、☆☆☆クラスは国等が制定した制度による認証・認定を受けた食品</p>						
<b>担当課</b>						
食の安心・安全推進課						

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
きょうと信頼 食品登録制度 において現行 の品質管理プ ログラムによ り登録する事 業所数(店)	52	57	計 画 (累 計)	60	70	80
			実 績 (累 計)	60 (計画比: 100%)	63 (計画比: 90%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>業界組合と連携し、事業者に対する説明会等を行ったり、登録に前向きな事業者に対しては、個別にアドバイスを行うなどのサポートを引き続き進め、登録を推進して行きます。</p> <p>併せて、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、消費者の交流・意見交換を行う「食の安心・安全フォーラム」の開催等により消費者へのPRを推進しました。(平成27年1月開催)</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
一定水準の品質管理を行う事業所数を増やしていくことにより、京都で生産・製造される食品の安心感を高めます。						
<b>参 考</b>						
<p>担当課</p> <p>食の安心・安全推進課</p>						

数値目標 ④【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	—	—	計 画 (累計)	3	6	10
			実 績 (累計)	1 (計画比: 33%)	3 (計画比: 50%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b>            各業界組合を対象に説明・意見交換を行い、各業種の実情に沿った☆☆基準の品質管理プログラムを策定することにより、事業者が取り組みやすくなるよう推進を図ります。</p> <p>&lt;26年度登録業種&gt;            パン、茶</p> <p><b>【課題と今後の取組】</b>            鶏卵(5事業所)及び珈琲(1事業所)については登録申請準備を進めており、直接事業所に赴き助言するなどのフォローを引き続き行うことにより、来年度に登録できるようにします。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
事業者の品質管理水準の向上をサポートし、ワンランク上の品質管理を行う事業所を増やしていきます。						
担当課	参 考					
食の安心・安全推進課						

(3) 環境に配慮した食品生産等

数値目標 ④⑤【新規】

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
京都こだわり農法取組面積 (ha)	409	420	計画(累計)	430	445	460
			実績(累計)	470 (計画比:109%)	511 (計画比:115%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>本庁及び広域振興局等が農業団体と連携して、年間を通じて計画的にJAや生産者組織への支援・推進を行っています。</p> <p>〈具体例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置)</li> <li>○パイプハウス、生産管理機械等の生産基盤の整備</li> <li>○産地づくりを推進する組織(特産物育成協議会)の活動支援</li> <li>○京都こだわり農法に基づき生産されたブランド京野菜等の認証システム運営</li> </ul>						
<b>数値目標の考え方</b>						
平成23年度の出荷量(2,265t、409ha)を、平成27年度までに100t増加するために必要な面積を年度ごとに按分しています。						
<b>参 考</b>						
<b>京都こだわり農法</b>						
担当課	たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と、天敵の利用など新しい技術を組み合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式。					
農産課						

数値目標 ④⑤

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
エコファーマー認定件数(件)	992	1,065	計画(累計)	1,200	1,300	1,400
			実績(累計)	1,164 (計画比:97%)	1,213 (計画比:93%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 本庁及び広域振興局等が市町村等と連携して、年間を通じて計画的に生産者への支援・推進を行っています。</p> <p><b>〈具体例〉</b> ○試験研究機関で開発された技術等の実証ほを設置し、環境負荷の低減に結びつく生産技術を普及(27か所設置) ○化学肥料・化学合成農薬を地域慣行の5割以上削減したうえで、さらに環境保全や生物多様性に効果のある営農活動に取り組む農業者を支援(環境保全型農業直接支援対策 H26実績 169件、217ha)</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
平成23年度実績を基準に、国の政策目標(平成26年度の累積新規認定件数34万件)を勘案し、京都府シェアを維持する数値を目標としています。						
<b>参 考</b>						
<b>エコファーマー</b>						
<b>担当課</b>	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりと、化学肥料や化学合成農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。					
<b>農産課</b>	<p><b>環境保全型農業直接支援対策</b> 農業がもつ「環境保全機能」を一層発揮させることを目的に、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果の高い営農活動に取り組む農業者に、取組に伴う「係り増し経費」を直接支援。</p> <p>(支援内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業者等が化学肥料・化学合成農薬を原則慣行の5割以上低減</li> <li>2 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動(※)</li> </ol> <p>1と2をセットで取り組む場合 10a当たり3,000～8,000円を支援</p> <p>(※) カバークロップ(緑肥のすき込み)、たい肥施用、有機栽培、リビングマルチ(主作物の畝間に麦などを植え付け)、草生栽培、冬期湛水</p>					

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
特別栽培米 の栽培面積 (ha)	794	875	計画(累計)	900	950	1,000
			実績(累計)	900 (計画比:100%)	1,048 (計画比:110%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b></p> <p>○「特別栽培米産地づくり事業」等の実施により、特別栽培米の生産に必要な機械の導入を支援</p> <p>〈支援内容〉</p> <p>対象者 特別栽培米生産部会、農業法人等</p> <p>対象機械 温湯種子消毒機、除草アタッチ付き多目的田植機、色彩選別機、コンバイン等</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
<p>水稻生産量のうち、一般流通米の2割程度の栽培面積を目標として設定しています。</p>						
<b>参 考</b>						
<b>特別栽培米</b>						
担当課	<p>国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に基づき、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域慣行の50%以上低減し、さらに、確認責任者の確認を受けた米のこと。</p>					
農産課						

数値目標 ④

取組	23年度 実績	24年度 実績	年度別計画			
			25年度	26年度	27年度	
水産養殖事業者の巡回指導 件数(件/年)	2.5	2.5	計画	2.5	2.5	2.5
			実績	2.5 (計画比:100%)	2.5 (計画比:100%)	
<b>取組内容とその効果</b>						
<p><b>【取組内容】</b> 過密養殖等による、周辺環境の悪化を防止するため、毎月、府内の養殖業者を訪問し、養殖密度等を確認・指導した。</p> <p><b>【効果】</b> その結果、過密養殖状態の養殖場は無く、適正な管理が行われていた。また、適正管理に関する意識向上が図られた。</p>						
<b>数値目標の考え方</b>						
府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。						
<b>参 考</b>						
養殖場で過密養殖等を行うと、給餌量の増加や、病気の発生による薬品の使用などが発生し、周辺環境の悪化を引き起こす可能性があるため、適正な収容密度で管理する必要がある。						
担当課						
水産課						



## 「きょうと 健康 おもてなしー食の健康づくり応援店ー」 登録制度がスタートします

平成27年 3月19日  
京都府健康福祉部健康対策課  
(電話075-414-4722)

京都府と京都市では、食を通じた健康づくりを推進するため、「野菜たっぷり」「塩分ひかえめ」等の基準を満たすメニューを提供する飲食店を「食の健康づくり応援店」として登録する『きょうと 健康 おもてなしー食の健康づくり応援店ー』事業を実施します。ついては、御参加いただける登録店を下記のとおり募集しますので広く周知願います。

登録店を増やし、多くの方々の健康を考えたお店選びに生かしてもらうとともに、各店の継続的な取組を支援するため、登録店には店頭ステッカーを交付し、定期的に保健所が取組内容を確認していきます。

### 1 募集開始日

平成27年4月13日(月)

### 2 対象

京都府内で営業する飲食店、弁当・惣菜店又は登録が適切であると認められる施設

### 3 登録条件

次の(1)～(3)の登録条件のうち、いずれか1つ以上の取組を実施する飲食店等を登録します。

#### (1) 野菜たっぷりメニューの提供かつエネルギー表示(3品以上)

☆野菜たっぷりメニューとは、次のア又はイいずれかを満たすものとします。

- ア 1人1食分のメニュー(定食等)に野菜(海藻類、きのこ含む)120g以上を使用
- イ 単品メニュー(100g当たり)に野菜80g以上を使用

#### (2) 塩分ひかえめメニューの提供かつエネルギー表示(3品以上)

☆塩分ひかえめメニューとは、次のア又はイいずれかを満たすものとします。

- ア 1人1食分のメニュー(定食等)の塩分が3g未満
- イ 単品メニュー(100g当たり)の塩分が1.0g未満

#### (3) 食物アレルギー表示(特定原材料7品目)の実施

☆特定原材料とは、えび・かに・小麦・そば・卵・乳・落花生です。

(内閣府令改正により特定原材料が増えた場合は、それに準じる)

### 4 申込方法

登録申込書等を店舗所在地の保健所へ郵送、FAX又は持参のいずれかで提出

### 5 ステッカーについて

保健所において、申込書の内容を確認し、店頭ステッカーを交付します。

※シンボルマークは、全国からの応募58件から、出谷房男様(大阪市)の作品を最優秀作品と決定し、採用したものです。

### 6 お問い合わせ先

京都府健康福祉部健康対策課

電話 075-414-4738 FAX 075-431-3970

電子メール: [kentai@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kentai@pref.kyoto.lg.jp)

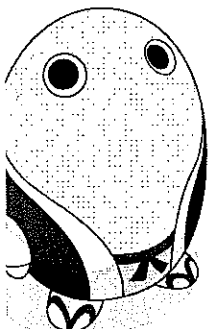
京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課

電話 075-222-3424 FAX 075-222-3416

電子メール: [hoken-iryo-shoku@city.kyoto.jp](mailto:hoken-iryo-shoku@city.kyoto.jp)



店頭ステッカー



**食物アレルギーがあっても、安心して京都にお越しください。**  
**～対応食の提供を行う府内宿泊施設、食事提供施設を公表します～**

平成27年6月5日  
京都府健康福祉部健康対策課  
電話075-414-4722

京都府では、食物アレルギーがある子どもに安心して京都への修学旅行に来てもらうため、京都市や関係団体、宿泊施設、食事提供施設などとともに「食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクト会議」を平成25年7月に設置しました。「食物アレルギーの子 旅館・ホテル・食事提供施設の対応手順書」を作成したところです。

対応手順書に基づき、食物アレルギー対応食の提供を行う府内宿泊施設に加え、この度、協力の申し出のあった府内食事提供施設につきましても一覧表を作成し、平成26年6月5日から公表することとしましたのでお知らせします。

1 協力宿泊施設及び食事提供施設

次の項目をすべて満たす宿泊施設及び食事提供施設

- (1) 食物アレルギー対応食として、特定原材料と定められている7品目（卵、牛乳、小麦、そば、落花生、えび、かに）を除去した食事提供が可能であること
- (2) 食物アレルギー事前調査票（京都府版）を使用すること

2 協力施設数（平成27年5月末現在）

食事提供施設： 21施設（平成27年2月開始）

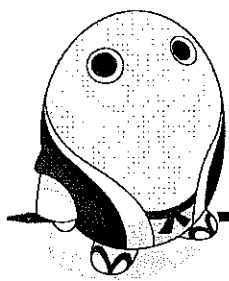
宿泊施設： 122施設（平成26年10月公表時、90施設）

3 その他

協力施設については、申出書をホームページに掲載の上、随時募集を行い、情報を更新していきます。（<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kyoto-okosiyasu-taiou.html>）

（参考）これまでの取組

- 食物アレルギーの子 京都おこしやすプロジェクトの設置・開催
- 旅館・ホテル・食事提供施設の対応手順書、食物アレルギー事前調査票の作成
- 食物アレルギー研修会、対応手順書説明会の開催
- 旅館・ホテル・食事提供施設対応専門相談窓口の設置



食安発0602第1号

平成27年6月2日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

( 公 印 省 略 )

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第289号）が本日公布され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部が改正されたところであるが、改正の内容等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、適用期日までの間においても、関係者において当該改正を踏まえた取扱いがなされるよう、周知・指導について、特段の配慮をお願いする。

記

第1 改正の経緯

豚を含む獣畜及び家きんの肉や内臓については、食中毒の原因となる菌等が付着している可能性があるため、必要な加熱を行うよう、従来よりくり返し指導を行ってきた。一方、平成24年7月に牛レバーの生食用としての提供を禁止して以降、一部の飲食店において豚の肝臓を生食用として提供していることが判明したことから、平成24年10月4日付け食安監発1004第1号により、豚の肝臓を生食することの危険性の周知及び関係事業者に対して必要な加熱を行うよう再度指導してきたところである。

このような状況を踏まえ、平成25年8月から薬事・食品衛生審議会において食肉の生食に関する対応について検討を行ってきたところ、豚の食肉の生食については、飲食店等における提供実態があること、E型肝炎ウイルス（以下「HEV」という。）、食中毒菌及び寄生虫による危害要因があること、HEVや寄生虫は内部汚染であるため内部までの加熱以外のリスク低減策が考えられないこと等を踏まえ、公衆衛生上のリスクが特に高いことから生食用として提供を禁止する旨結論付けられた。このため、今般、国民の健康の保護を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項に基づく基準を設定し、豚の食肉を生食用として販売することを禁止するものである。

## 第2 改正の内容

法第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（以下「規格基準」という。）第1食品の部B食品一般の製造、加工及び調理基準の項の9に、新たに豚の食肉の基準を追加し、以下のとおり改正したこと。

牛の肝臓又は豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供されなければならない。牛の肝臓又は豚の食肉を直接一般消費者に販売する場合は、その販売者は、飲食に供する際に牛の肝臓又は豚の食肉の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。ただし、第1食品の部D各条の項〇食肉製品に規定する製品（以下9において「食肉製品」という。）を販売する場合については、この限りでない。

販売者は、直接一般消費者に販売することを目的に、牛の肝臓又は豚の食肉を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程中において、牛の肝臓又は豚の食肉の中心部の温度を63℃で30分間以上加熱するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。ただし、一般消費者が飲食に供する際に加熱することを前提として当該食品を販売する場合（以下9において「加熱を前提として販売する場合」という。）又は食肉製品を販売する場合については、この限りでない。加熱を前提として販売する場合は、その販売者は、一般消費者が飲食に供する際に当該食品の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。

（傍線部が改正部分）

### 第3 適用期日

平成27年6月12日から適用すること。このため、適用日より前に製造、加工及び調理された豚の食肉であっても、適用日以降は、規格基準を満たさないものは販売等はできないこと。

### 第4 運用上の注意

- 1 規格基準でいう豚の食肉には、豚の内臓が含まれるものであること。
- 2 豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供さなければならないことから、飲食店で一般消費者が自ら豚の生肉等を調理し、飲食する際には、一般消費者に対しコンロ等加熱設備を提供するよう事業者には指導すること。
- 3 豚の食肉を直接一般消費者に販売する事業者は、一般消費者が豚の食肉を中心部まで十分に加熱して飲食するよう、以下の内容を事業者には指導すること。
  - (1) 食肉販売等を行う事業者は、加熱用である旨、調理の際に中心部まで加熱する必要がある旨、食中毒の危険性があるため生では食べられない旨等の情報提供を掲示等により行うこと。
  - (2) 飲食店営業等を行う事業者は、加熱用である旨、調理の際に中心部まで加熱する必要がある旨、食中毒の危険性があるため生では食べられない旨等をメニューに記載する等、情報提供を行うこと。なお、上記の情報提供を行ったにもかかわらず一般消費者が生で食べている場合には、加熱して食べるよう重ねて注意喚起すること。
- 4 加熱用として販売されている生の豚の食肉を、一般消費者が生で喫食することがないように、中心部まで加熱する必要があることを事業者及び一般消費者に十分に注意喚起すること。なお、厚生労働省ホームページにリーフレット等広報資材を掲載しているのを適宜活用されたい。
- 5 豚の食肉の中心部の温度を63℃で30分間以上加熱することと同等以上の殺菌効果を有する方法とは、中心部の温度を75℃で1分間以上加熱殺菌すること等をいうこと。
- 6 規格基準の第1食品の部D各条の項○食肉製品に規定する製品（乾燥

食肉製品、非加熱食肉製品、特定加熱食肉製品及び加熱食肉製品)は今  
回新たに設けた豚の食肉の基準は適用されないこと。

## 第5 その他

第4の3の指導に当たっては、豚の食肉に限定せずに、従来行ってきた  
以下の内容に留意して指導するとともに、食中毒を予防する観点から消費  
者に対して注意喚起を積極的に行うこと。

- (1) テンダライズ処理又はタンブリング処理した肉、結着・成形肉、挽  
肉調理品等の病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある肉  
については、中心部の色に変化するまで、十分な加熱が必要であるこ  
と。
- (2) (1)のような加工を行っていない獣畜及び家きんの食肉について  
も、食中毒の原因となる菌等が付着している可能性があるため、十分  
な加熱が必要であること。
- (3) 野生鳥獣であるイノシシやシカ等の食肉からHEV、食中毒菌及び  
寄生虫が検出されていることから、野生鳥獣を飲食に供する場合は、  
十分な加熱が必要であること及び平成26年11月14日付け食安発1114第  
1号に基づき、関係事業者等に対して野生鳥獣肉の衛生管理の徹底に  
ついて周知を図ること。
- (4) 加熱前の食肉から他の食材へ交差汚染が起こる可能性があるため、  
加熱前後で調理器具を使い分ける等の注意をすること。

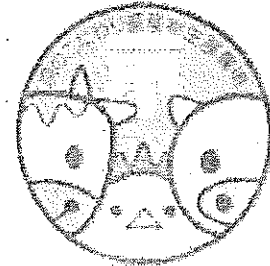
### 第3回「京のこだわり畜産物生産農場」の登録証交付式について

平成27年5月11日  
 京都府農林水産部畜産課  
 電話 075-414-4981

京都府では、家畜の飼養衛生管理を徹底し、地元産飼料の利用や快適飼育など安心・安全にこだわった畜産物の生産に取り組まれている生産農場を「京のこだわり畜産物生産農場」として登録することとしています。

この度、第3回目登録となる農場を下記のとおり決定し、登録証の交付式を行いますので、御取材いただきますようお願いします。

記



「京のこだわり畜産物生産農場」ロゴマーク

#### 第3回登録農場

区分	農場名	申請者	農場のこだわり	市町村
1 酪農	石田牧場	石田 秀史 (飼養頭数 21 頭)	乳脂肪分等が高くおいしい牛乳を作ることにこだわり、乳牛を衛生的でストレスのより少ない飼養環境で飼養。[High Quality Milk Award] 3年連続優秀賞	福知山市
2 肉牛	志賀共同牛舎 本田文夫	本田 文夫 (飼養頭数 14 頭)	牛の敷料から作った堆肥を水稲及び飼料作物に還元する資源循環経営にこだわり、積極的に自給飼料(稲WCS)を利用。水稲でエコファーマー認定	綾部市
3 肉牛	辻牧場	辻 拓也 (飼養頭数 15 頭)	畦草、飼料作物、稲わら等の利用など水田をフル活用した経営により、地域の水田保全に貢献するとともに高い飼料自給率を実現	京丹波町
4 鶏卵	みずほファーム	有限会社 みずほファーム (飼養羽数約 15 万羽)	京都方式のトレーサビリティに取り組み、京都生協と連携し、京都の水田で生産された飼料用米にこだわった「さくらこめたまご」を生産。直売も積極的に取組	京丹波町
5 肉牛	森畜産	森畜産株式会社 (飼養頭数 451 頭)	「京都生まれ、京都育ち」の導入と飼育環境の改善にこだわり、京都肉共進会等への積極的な出品で肥育技術を研鑽し、京都産和牛のブランド化に貢献	南丹市
6 肉牛	明田牧場	明田 誠 (飼養頭数 40 頭)	「京都生まれ、京都育ち」にこだわり、京野菜「紫ずきん」や「伏見とうがらし」のほ場への堆肥の無償提供による地域内連携も実践	南丹市

#### 登録証交付式

日時 平成27年5月12日(火) 午前11時00分～11時45分  
 場所 京都府公館レセプションホール

(参考) 過去の登録農場数

第1回(平成26年 5月) 15農場

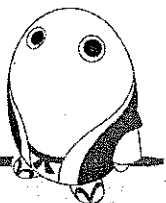
第2回(平成26年11月) 8農場



ゆったりとした牛舎内



すっきりとした牛舎まわり



## 我が国の高病原性鳥インフルエンザの清浄化について

本日、我が国は国際獣疫事務局（OIE）の規程に基づき、高病原性鳥インフルエンザの清浄国となりましたのでお知らせします。

### 経緯

平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月にかけて、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県の 5 件の家きん飼養農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）については、1 月 23 日までに全ての発生農場の防疫措置が完了しました。その後、サーベイランスを実施し、3 か月間新たな発生が確認されなかったことから、我が国は、OIE の規程に基づき、4 月 24 日付けで高病原性鳥インフルエンザの清浄国となりました。

\*OIE: Office International des Epizooties(World Organisation for Animal Health)

### 防疫対策強化のお願い

1. 韓国、台湾等のアジア周辺諸国を含め全世界的に、依然として高病原性鳥インフルエンザが発生しており、防疫対策の強化に努めているところです。

家きん飼養農場を含む畜産関係者の皆様方におかれましても、引き続き、飼養衛生管理の徹底や早期の発見・通報のための監視の強化に万全を期していただくようお願いいたします。

2. また、人や物の往来が盛んになるゴールデンウィークを迎えるに当たって、水際対策を強化するため、関係省庁とも連携するとともに、海外旅行客を対象とした動物検疫の周知等のキャンペーンを実施しており、4 月 16 日に改めて、生産者、畜産関係者に対し、飼養衛生管理を一層徹底するよう、都道府県を通じて指導しております。

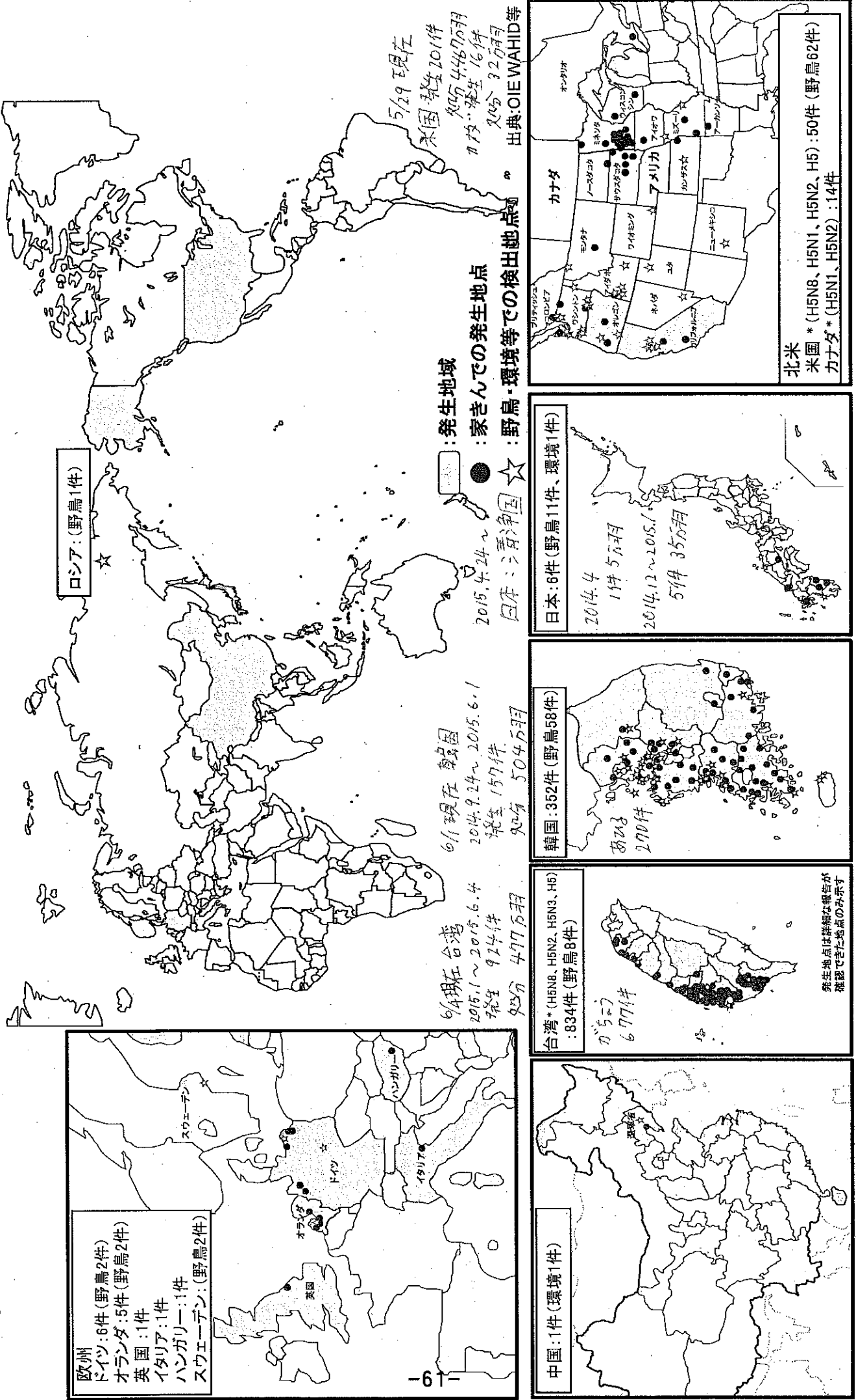
我が国への病気の侵入を防止するため、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

### その他

清浄化を受け、高病原性鳥インフルエンザの発生を理由に我が国からの生きた家きん及び家きん肉等の輸入を停止している国・地域に対して、輸入再開に向けた協議をさらに加速していきます。



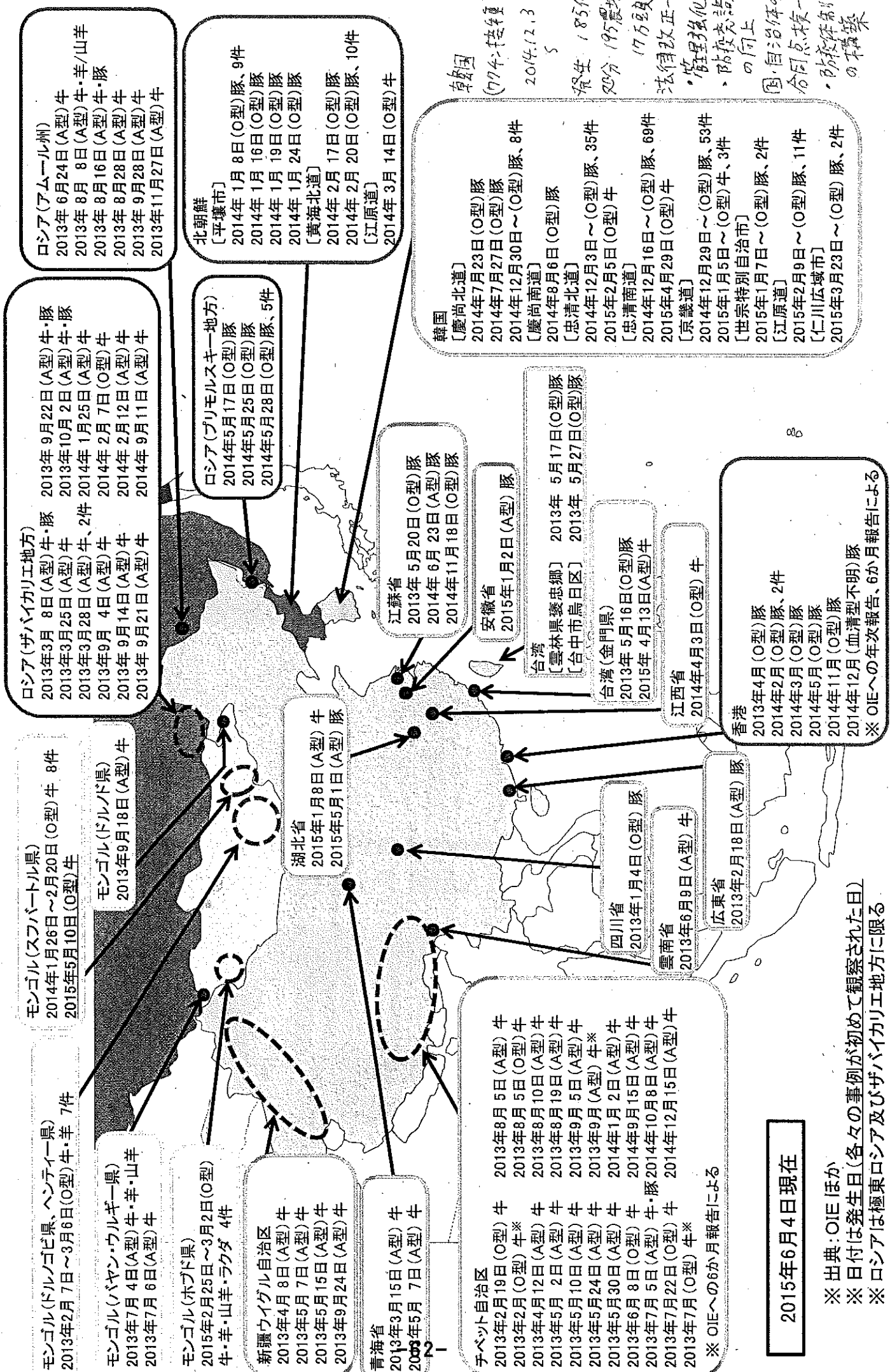
# 高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型)の発生状況(2014年以降)



注: 本図は発生の有無を示したもので、その後の清浄性確認については記載していない。また、本図の縮尺は一致していない。  
 \* 米国、カナダ及び台湾で確認されたH5N1、H5N2及びH5N3亜型のウイルスのHA遺伝子はユーラシア系統のH5N8亜型ウイルス由来と考えられる。

2015年4月16日現在

# 中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況 (2013年1月以降の発生)



**モンゴル(スフバートル県)**  
2014年1月26日～2月20日(O型)牛 8件  
2015年5月10日(O型)牛

**モンゴル(ドルノド県)**  
2013年9月18日(A型)牛

**モンゴル(バヤン・ウルギー県)**  
2013年7月4日(A型)牛・羊・山羊  
2013年7月6日(A型)牛

**モンゴル(ホブド県)**  
2015年2月25日～3月2日(O型)牛・羊・山羊・ラクダ 4件

**新疆ウイグル自治区**  
2013年4月8日(A型)牛  
2013年5月7日(A型)牛  
2013年5月15日(A型)牛  
2013年9月24日(A型)牛

**青海省**  
2013年3月15日(A型)牛  
2013年5月7日(A型)牛

**ロシア(ザバイカリイ地方)**  
2013年3月8日(A型)牛・豚  
2013年3月25日(A型)牛  
2013年3月28日(A型)牛・2件  
2013年9月4日(A型)牛  
2013年9月14日(A型)牛  
2013年9月21日(A型)牛

2013年9月22日(A型)牛・豚  
2013年10月2日(A型)牛・豚  
2013年1月25日(A型)牛  
2014年2月7日(O型)牛  
2014年2月12日(A型)牛  
2014年9月11日(A型)牛

**ロシア(アムール州)**  
2013年6月24日(A型)牛  
2013年8月8日(A型)牛・羊・山羊  
2013年8月16日(A型)牛・豚  
2013年8月28日(A型)牛  
2013年9月28日(A型)牛  
2013年11月27日(A型)牛

**ロシア(ブリモルスキー地方)**  
2014年5月17日(O型)豚  
2014年5月25日(O型)豚  
2014年5月28日(O型)豚・5件

**北朝鮮**  
[平壤市]  
2014年1月8日(O型)豚、9件  
2014年1月16日(O型)豚  
2014年1月19日(O型)豚  
2014年1月24日(O型)豚  
[黄海北道]  
2014年2月17日(O型)豚  
2014年2月20日(O型)豚、10件  
[江原道]  
2014年3月14日(O型)牛

**湖北省**  
2015年1月8日(A型)牛  
2015年5月1日(A型)豚

**江蘇省**  
2013年5月20日(O型)豚  
2014年6月23日(A型)豚  
2014年11月18日(O型)豚

**安徽省**  
2015年1月2日(A型)豚

**台湾**  
[雲林県褒忠郷] 2013年5月17日(O型)豚  
[台中市烏日区] 2013年5月27日(O型)豚

**台湾(金門県)**  
2013年5月16日(O型)豚  
2015年4月13日(A型)牛

**江西省**  
2014年4月3日(O型)牛

**香港**  
2013年4月(O型)豚  
2014年2月(O型)豚、2件  
2014年3月(O型)豚  
2014年5月(O型)豚  
2014年11月(O型)豚  
2014年12月(血清型不明)豚  
※ OIEへの年次報告、6か月報告による

**広東省**  
2013年2月18日(A型)豚

**四川省**  
2013年1月4日(O型)豚

**雲南省**  
2013年6月9日(A型)牛

**チベット自治区**  
2013年2月19日(O型)牛  
2013年2月(O型)牛※  
2013年4月12日(A型)牛  
2013年5月2日(A型)牛  
2013年8月10日(A型)牛  
2013年8月19日(A型)牛  
2013年9月5日(A型)牛  
2013年9月(A型)牛※  
2013年5月24日(A型)牛  
2014年1月2日(A型)牛  
2013年5月30日(A型)牛  
2013年6月8日(O型)牛  
2013年7月5日(A型)牛・豚  
2014年10月8日(A型)牛  
2013年7月22日(O型)牛  
2014年12月15日(A型)牛  
2013年7月(O型)牛※  
※ OIEへの6か月報告による

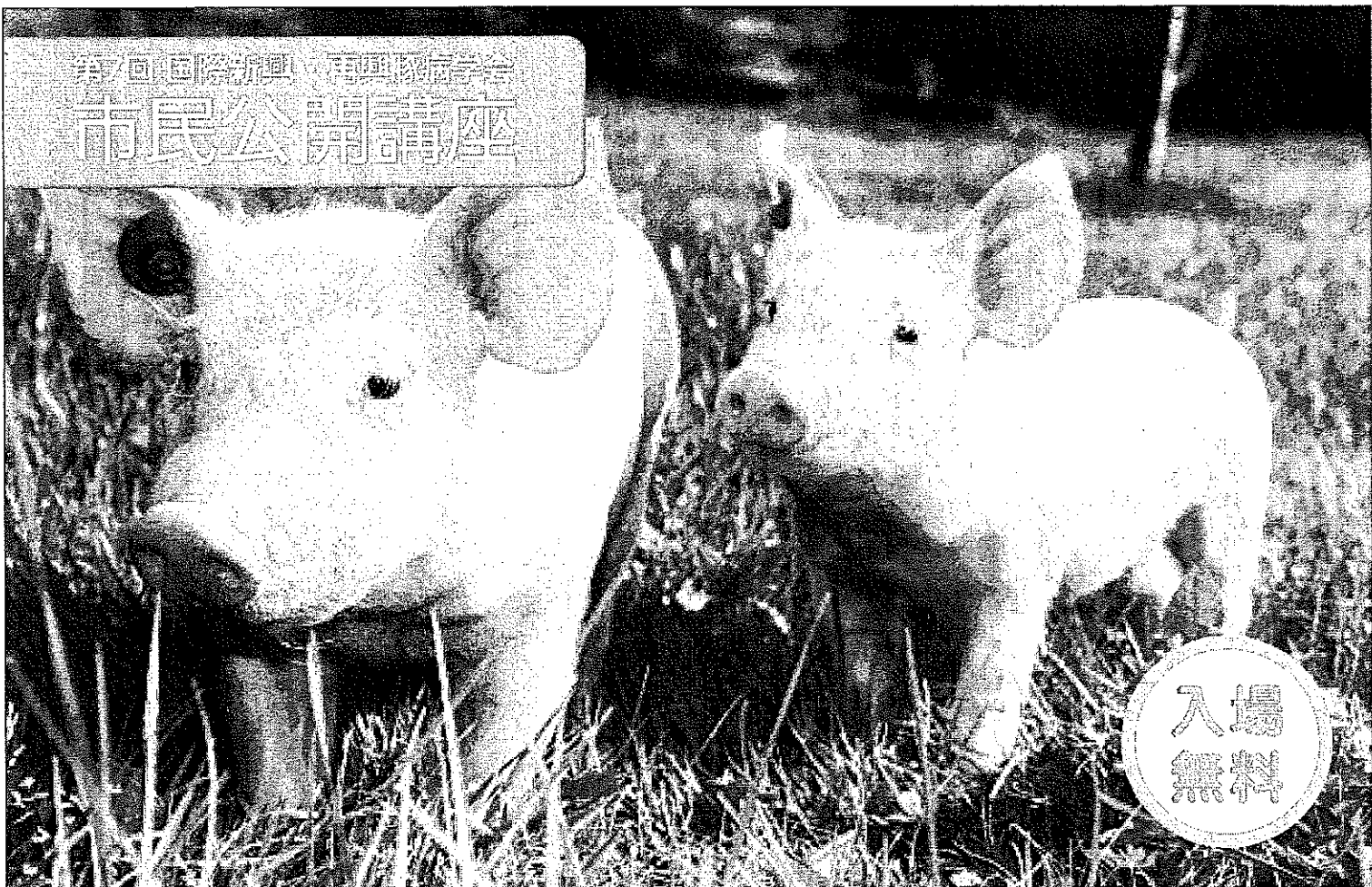
**韓国**  
[慶尚北道]  
2014年7月23日(O型)豚  
2014年7月27日(O型)豚  
2014年12月30日～(O型)豚、8件  
[慶尚南道]  
2014年8月6日(O型)豚  
[忠清北道]  
2014年12月3日～(O型)豚、35件  
2015年2月5日(O型)牛  
[忠清南道]  
2014年12月16日～(O型)豚、69件  
2015年4月29日(O型)牛  
[京畿道]  
2014年12月29日～(O型)豚、53件  
2015年1月5日～(O型)牛、3件  
[世宗特別自治市]  
2015年1月7日～(O型)豚、2件  
[江原道]  
2015年2月9日～(O型)豚、11件  
[仁川広域市]  
2015年3月23日～(O型)豚、2件

**韓国 (774-控種)**  
2014.12.3  
発生 185件  
処分 195農場  
17万頭  
法律改正→  
管理強化  
防疫意識  
の向上  
自治体の  
合同点検→  
防疫体制  
の構築

2015年6月4日現在

※ 出典: OIE ほか  
※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)  
※ ロシアは極東ロシア及びザバイカリイ地方に限る

第7回国際新興・再興豚病学会  
市民公開講座



食の安全・安心

～より安全な豚肉の生産を求めて～

Food Safety and Security  
-In Search of Safer Pork Production-

事前申し込み不要／当日会場へお越しください

日時／**2015**年**6**月**21**日(日)  
13:15～14:15

会場／**公益財団法人国立京都国際会館 大会議場**  
(〒606-0001 京都市左京区宝ヶ池)  
市営地下鉄烏丸線「国際会館駅」から徒歩5分

講師 酒井 健夫 先生



日本大学名誉教授、日本学術会議連携会員、  
日本獣医師会副会長、農場HACCP認証協議会会長、  
元日本大学総長、元獣医事審議会会長、  
元食品安全委員会プリオン専門調査会座長、  
元日本獣医学会常務理事、  
元全国農学系学部長会副会長



主催 第7回国際新興・再興豚病学会組織委員会、日本学術会議

共催 公益社団法人日本獣医学会、日本豚病研究会、  
一般社団法人日本養豚開業獣医師協会

後援 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー、  
京都府、京都市

問い合わせ先：運営事務局（株式会社ICSコンベンションデザイン内）  
Tel：03-3219-3541 E-mail：iserpd2015@ics-inc.co.jp

防疫措置の迅速化が可能！

# 防疫バッグ

Close Max クローズマックス

京都産業大学 鳥インフルエンザ研究センターでウイルス非通過を検証



共同特許出願中



家畜伝染病発生時、病原体を散逸させることなく、  
牛・豚・鶏など死亡家畜を安全に輸送できます。



## 京都府における食品表示法に係る業務執行について

### 〈新法による監視指導〉

当面、旧3法の所管により対応

なお、事業者への合同の相談対応・調査等により丁寧な対応に努める。

本庁農林水産部、広域振興局農林商工部

旧JAS法

〃健康福祉部、

〃健康福祉部（保健所）

旧食品衛生法及び旧健康増進法

※ 食品表示110番も従来どおり農林部局に配置

### 〈新法の周知について〉

◆早急に消費者庁からの講師により説明会を開催予定（消費者庁へ講師派遣要請中）

〈概要案〉

場 所

京都市内及び北部

対 象

食品関連事業者団体（食品産業協会、食品衛生協会等）及び  
関係行政機関等

※上記説明会后、消費者庁の資料を活用した京都府単独の説明会を開催する。

### 〈そ の 他〉

○ 地方分権第4次一括法の施行に伴い、平成28年4月に旧JAS法関係事務が京都市に権限委譲される予定。

（旧食品衛生法及び旧健康増進法関係事務は従前から京都市権限）

○ 府における一元化の検討

適宜、広域振興局（保健所を含む）及び消費生活安全センター等と意見交換を予定。

# 食品表示法の概要

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、  
食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。  
(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定  
消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示  
消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与  
効果的・効率的な法執行

## 目的

- 消費者基本法の基本理念を踏まえ、表示義務付けの目的を統一・拡大
- 【新制度】
- 食品を摂取する際の安全性
  - 一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会確保
- ← 【現行】
- 食品衛生法…衛生上の危害発生防止
  - JAS法…品質に関する適正な表示
  - 健康増進法…国民の健康の増進
- 基本理念 (3条)
- 食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づき消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
  - 食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

## 食品表示基準 (4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更  
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

## 食品表示基準の遵守 (5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

## 指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

## 立入検査等 (8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合  
～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

## 内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可  
→内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事案に相違する表示行為・おそれへの差止請求権  
(適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

## 権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

## 罰則 (17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

## 附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

## 【参考】表示基準(附則)への取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施  
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

## 【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルゲン表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い  
～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施  
→上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討等



# (参考) 現行の食品表示に関する法律

(現行法令に基づく表示例)

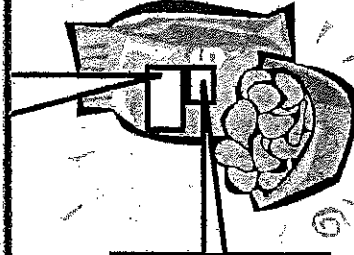
名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g [賞味期限] この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	[39]

※「39」は製造所固有記号

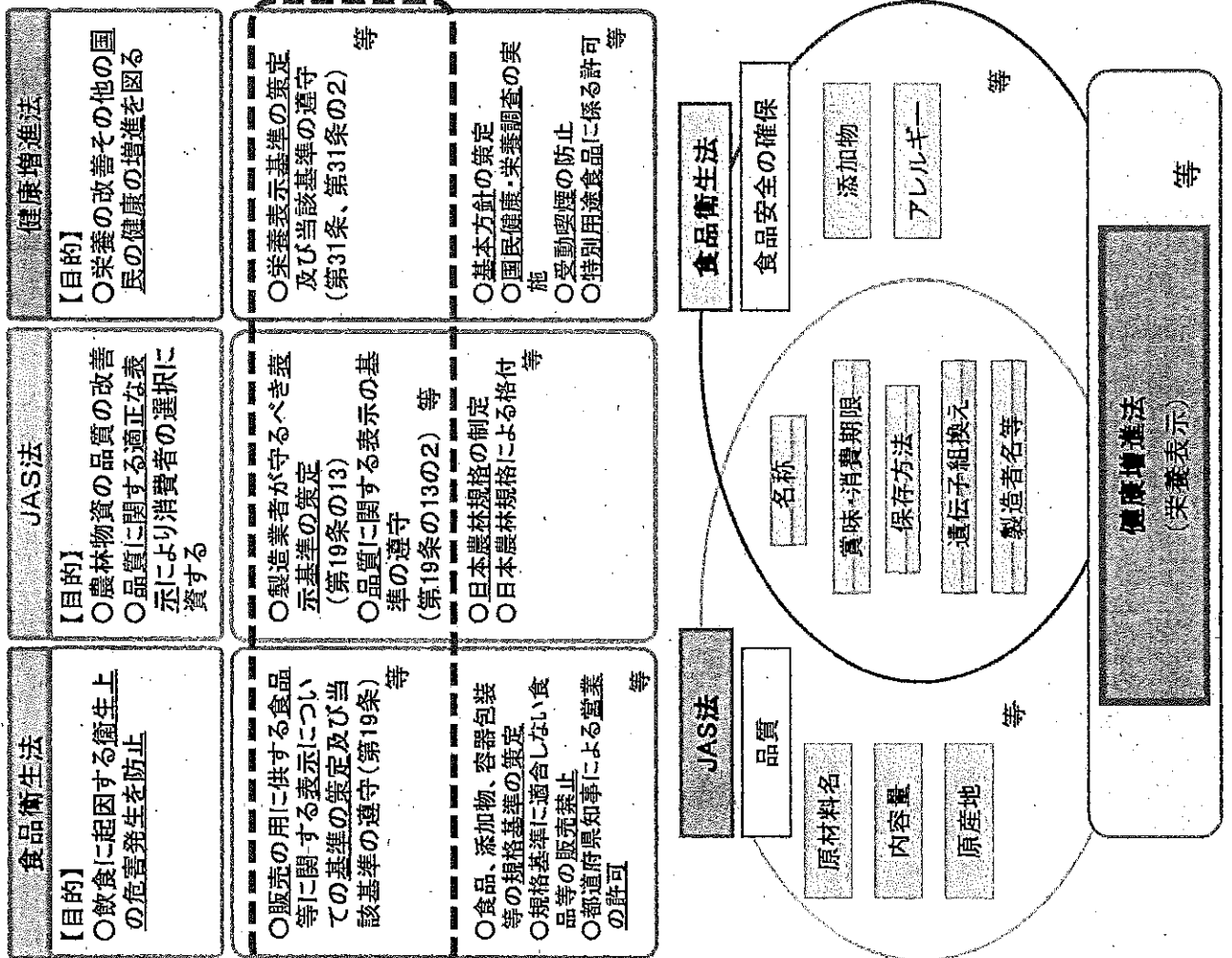
主要栄養成分 1袋(81g)当たり	(当世分析値)
エネルギー	483 kcal   炭水化物 37.6g
たんぱく質	3.8g   ナトリウム 330 mg
脂質	35.3g   食塩相当量 0.8g

※栄養表示は任意

- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項



表示関係 (表示関係以外)



**食品衛生法**  
【目的】  
○ 飲食に起因する衛生上の危害発生を防止

**JAS法**  
【目的】  
○ 農林物資の品質の改善  
○ 品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する

**健康増進法**  
【目的】  
○ 栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る

○ 販売の用に供する食品等に関する表示及び当該基準の遵守(第19条)等  
○ 食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定  
○ 規格基準に適合しない食品等の販売禁止  
○ 都道府県知事による営業の許可

○ 製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13)  
○ 品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等  
○ 日本農林規格の制定  
○ 日本農林規格による格付等

○ 栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等  
○ 基本方針の策定  
○ 国民健康・栄養調査の実施  
○ 受動喫煙の防止  
○ 特別用途食品に係る許可等